

関係各位

(公財)日本サッカー協会 審判委員会
委員長 上川 徹

競技者の用具(装身具)の着用について

2008 年 7 月 10 日付け「審 0807-M0003 号」をもって、標記の対応について説明しましたが、「競技規則」、「競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン」に基づいた対応に変更するとし、下記のとおりその考え方を示します。再度確認すると共に各試合において、これらを遵守するようお願いいたします。

なお、本文書を発信するにあたり、前述「審 0807-M0003 号」は、廃止します。

記

1. 装身具の着用について

① 着用禁止装身具等

- ・ ネックレス、指輪、イヤリング、ピアス、ミサンガなど皮革やゴムでできたバンド等、プレーに不必要なすべての装身具の着用は、認められない。
- ・ 装身具をテープで覆うことは認められない。
- ・ 髪をとめるヘアピン等、負傷を誘発するものの着用は認められない。他方、髪を束ねるためのヘアバンドは原則認められるが、主審が材質、長さ、幅を確認し、安全でないと判断した場合、着用は認められない。

② 懲戒の罰則

用具に関して、競技者は試合開始前に、交代要員はフィールドに入る前に検査される。プレー中に認められない衣服や装身具を競技者が着用しているのが確認された場合、主審は、

- ・ その競技者に問題となるものを外すべきと伝えなければならない。
- ・ 外すことができない、またはそれを拒んだ場合は、次の競技が停止されたとき、フィールドから離れるよう命じなければならない。
- ・ 競技者が拒んだ場合やそのものを外すように言われたにもかかわらず再び身につけていることが確認された場合は、競技者を警告しなければならない。

競技者を警告するためにプレーを停止した場合、プレーを停止したときにボールがあった位置から行われる間接フリーキックが相手チームに与えられる。

2. 解説

従来の日本協会の対応は、プレー中に装身具を身につけていることが確認された場合、拒む拒まないにかかわらず、その競技者を警告としていた。しかしながら、競技者の理解が進んだこともありFIFAの考えに準じ「競技規則」および「競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン」に示された対応とすることとする。

審判員が、競技者や交代要員がフィールドへ入る前に用具検査を的確に実施することは従来どおり変わりはない。

以上